

故人(被相続人)の財産の確認方法について

相続が発生したら、何がどこに、どれくらいあるのかを確認しなければなりません。相続財産ごとの確認資料は下表の通りですが、まず最初に通帳を確認することをおすすめします。通帳から、次のことが確認できます。

通帳から確認できること	チェックするポイント
生命保険契約・年金保険契約の有無	生命保険料・年金保険料の引き落とし
有価証券の保有有無	株式等の配当金の入金
貸金庫契約の有無*	貸金庫使用料の引き落とし
所有不動産の有無	固定資産税等の引き落とし

* 貸金庫契約がある場合は、貸金庫の中に金地金や証書等が保管されている場合があります。

主な相続財産	確認資料
預貯金	通帳や定期送付物(「残高のお知らせ」等)、残高証明書、キャッシュカード
有価証券 (株式、債券等)	証券会社の残高証明書や取引残高報告書、配当金の支払通知書、出資証券、現物株
土地、建物	固定資産税の納税通知書、固定資産税評価証明書や名寄帳、登記事項証明書(登記簿謄本)、公図、測量図
生命保険金	保険契約証書、保険会社からの支払通知書
貸付金	借用書等の契約書
ゴルフ会員権 リゾート会員権	会員証等
貸地、貸家	賃貸借契約書

※事業性融資(銀行ローン)等がある場合は、別途金融機関と協議が必要となります。

*本紙は2023年8月1日現在の法令・税制等に基づいて作成しています。法令・税制等は今後、変更になる可能性がありますのでご注意ください。詳細および具体的な取扱いについては弁護士・税理士などの専門家にご相談ください。

相続・不動産のご相談は三菱UFJ信託銀行へ

ご相談希望日の**3営業日前まで**にお取引店または最寄りの店舗へご予約ください。

スマートフォンからのご予約はこちらから



最寄りの店舗をお探しの場合はこちら

